

2023年（令和5年）2月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する
ことに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供するこ
とに伴う本人通知の省略について（答申）

2023年（令和5年）1月23日付けで諮問（第1180号）された生活保
護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情
報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略につ
いて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以
下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外
に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供する
ことに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に
提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的
理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った理由

茨城県水戸警察署司法警察員警視正から、刑事訴訟法第197条第2項
の規定に基づき捜査のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の
照会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提
供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機
関の裁量に委ねられている場合に該当するため、茨城県水戸警察署司法警
察員警視正に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、藤沢
市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報
保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名、住所、生年月日、通院先、通院先所在地、通院先電話番号、診
療年月、調剤年月（令和4年1月1日から最新まで）

なお、照会書には記載がないが、茨城県水戸警察署司法警察員警視正に確認したところ、傷病名についても提供してほしいとのことだった。

イ 目的外に提供する相手方

茨城県水戸警察署司法警察員警視正

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した茨城県水戸警察署司法警察員警視正によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について茨城県水戸警察署司法警察員警視正に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は現在捜査中の詐欺事件の被疑者である。通院先、通院先所在地、通院先電話番号、診療年月、調剤年月、傷病名については、病状があるならば、留置に耐えられるか確認したい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを茨城県水戸警察署司法警察員警視正に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 調査関係事項照会書
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

今回の照会の具体的な必要性について茨城県水戸警察署司法警察員警視正に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は現在捜査中の詐欺事件の被疑者である。通院先、通院先所在地、通院先電話番号、診療年月、調剤年月、傷病名については、病状があるならば、留置に耐えられるか確認したい。」とのことであった。

また、実施機関も説明するとおり、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、傷病名について、提供することに合理的理由があるかどうか、茨城県水戸警察署司法警察員警視正に再度確認し、判断することを要望する。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関が茨城県水戸警察署司法警察員警視正に確認したとおり、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることとなる。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上